

みつなが敦彦（日本共産党・左京区）

日本共産党の光永敦彦です。
通告により、知事並びに関係理事者に質問いたします。

関西広域連合と道州制について

将来構想も制度設計も不透明な関西広域連合で京都を守ることができるのか

【光永】はじめに関西広域連合についてです。私はこれまで何度も関西広域連合や道州制、「地域主権改革」にかかわる質問を行ってきましたが、「成長する広域連合」としていよいよ新たな段階にはいりつつあると考えています。

そこでまず、道州制の動きについて伺います。

日本経団連は「究極の構造改革」「民主導の経済社会」実現のために道州制導入を求めてきました。また今年二月に開かれた第50回関西財界セミナーではパナソニックの松下副会長が「道州制実現は難しいからといって理想を捨てないでほしい。広域連合という有力な手段を使って理想に近づけてほしい」と広域連合を早く育てて道州制へ、と強い期待を述べました。これほど財界が強く願うのは、関西では規制緩和や選択と集中による投資をよりフレキシブルにできる仕組みや体制、財源を求めているからです。今年6月27日には、日本経団連など財界団体で構成する「地域主権と道州制を実現する国民会議」が、「道州制にむけたリーダーシップを」とするアピールを採択し、その場に参加していた民主党前原氏は、「最終的に道州制が望ましく、その成功のカギは府県をなくす意識が持てるかどうか」とまで述べました。自民党は昨年道州制推進本部の総会で、都道府県を廃止し10程度の道と州に再編する道州制基本法案の骨子を了承、公明党も道州制基本法を制定し、平成30年度をめどに道州制への移行をスタートさせたいとしています。先日発足した「日本維新の会」は「道州制が最終形」とする「地方分権型国家」づくりを目指し、結党大会では「東京一極集中を打ち破る」などと、地域主権改革による統治機構を変えることによって関西や全国があたかもよみがえるかのように描きました。これは自民党政権、民主党政権とこれまで幾度となく述べられてきた使い古された論議ですが、政局の混迷を打開するために、関西財界のよりストレートな代弁者としての役割をはたしているのです。

そこで伺います。知事は、これまで「府県を構成団体とする広域連合と道州制は全く違う」と述べてこられました。そこで、今述べたとおり、道州制に向かう方向があいついで出されていますが、道州制にいかないために、関西広域連合の構成団体の長の一人として、どういった取り組みをされるのか、お答えください。

さて、地域主権改革の大きな柱の一つである出先機関の丸ごと移管をめぐることは、先の国会で閣議決定すらできず、関連法案を提出できなくなるなど、その先行きは極めて不透明となっています。

こうした事態に陥っているのは、市町村の「地方を守る会」への参加が全国507自治体にもふくれあがっていること、など地方や国民からの大きな不安や厳しい声があるからではないでしょうか。8月3日、「地方を守る会」は出先機関の廃止・縮小に反対する決議を採択しました。しかもこの会議には市町村長に加え、民主、自民、公明各党から59人の国会議員まで参加されたと報道されています。府南部の豪雨災害に見舞われた自治体からも「近畿地方整備局の移管反対」の声があがっているとお聞きしています。

しかし全国知事会は、出先機関の丸ごと移管を強くもとめています。山田知事は常々「成長する広域連合」として、出先機関の丸ごと移管を求め、一方で講演やインタビューでは、関西広域連合について「3層制を残したのが欠点で、今後試練がおこる。」とも述べられています。これまで知事は道州制について「首長によっても、政党によっても違う」として「政府自身も明確に示しているわけではない。だからビジョンを持つべき」と指摘されてきました。そこで伺います。知事として成長する関西広域連合の完成形とはどのようなものか、制度設計も含め、考えを明確にお示しください。またその際、基礎自治体や京都府がどうなるのかについても、合わせてお答えください。

関西広域連合の権限と事務の範囲について

権限と責任が不明確なまま出された大飯原発「再稼働」容認声明

【光永】次に関西広域連合の権限と事務の範囲についてです。

5月に発表した大飯原発再稼働を事実上容認した声明について、本会議でも特別委員会でも厳しい意見があいついで出されました。本会議で知事は「各首長が合意して出したもの」と答弁されたように、いったい声明が関

西広域連合のものなのか、そうでないのか、どういう権限と責任で出されたのかが府民的にはわからないまま再稼働だけを認めるという最悪の事態をたどりました。広域連合が行うのは規約にもとづく7つの事務分野に加え「広域課題への取り組み」として、今後順次拡大されていく予定です。このため「原発問題は広域課題であるから、事務に含む」と理事者が答弁したとおり、事実上、なし崩し的になんでも含まれることとなっているのです。そこで伺います。関西広域連合の発足当初規定した広域的な防災、観光・文化振興など7分野以外に、どの分野まで広げるつもりなのか、何を所管するのか、知事の現時点での具体的なお考えをお聞かせください。

さて、関西広域連合のメリットとして繰り返し述べられてきたのが、東日本大震災時のカウンターパート方式でした。しかし私は災害時の対応における国の役割と責任があること、および自治体による広域連携で対応できることを述べてきました。もともと2008年に発生した中国四川省の大地震の時に中国政府が各自治体に担当地域を示し、いち早い救援の力になったことからこれを参考に導入が検討されてきたものです。このカウンターパート方式は、その後各地で広がり、2004年に相互応援協定を結んでいた鳥取県と徳島県、いずれも関西広域連合に加入している県ですが、全国初めて県レベルで災害時相互応援協定を締結し、また昨年11月には中国四国9県で災害時カウンターパート方式を決め、各県の相互担当を決めた上に、広域支援本部を岡山県、徳島県に設置し相手県の防災訓練への職員派遣など、平時から相互交流を行うなどの協定が結ばれました。一方、ご承知のように、徳島県を含む四国は来年度にも「四国広域連合」の設立をめざしていると報道されています。

そこでお聞きします。私は中国四国地域の災害時カウンターパート方式と、関西広域連合のそれは、府県連携による事前協議が整っているならば、実行した時期がどちらが早いかどうかの違いであると考えますが、知事は広域連合でなければできなかつたとお考えになりますか、そうであるならその根拠についてお答えください。

【知事 答弁】 関西広域連合についてであります。これはもう、論理的な問題なのです。要するに、関西広域連合は、逆立ちしても道州制にはなりません。道州制というのは、構造的な法律に基づく改革であります。関西広域連合というのはいまある法律のなかで、都道府県が議会の議決を得ながら行動するものであります。したがって、道州制というのは、これを決めるのは都道府県でも知事でもなくて、国会と国民であります。したがって関西広域連合が道州制にいまのなかで移行するというのは、論理的にありえないのです。あとは、国会と国民がどう判断されるのか。ですから橋下市長さんでもですね、選挙でやるしかない、そして多数をとって国会で決めるのだとおっしゃっているのであって、それ以外のなんものでもないわけです。ですから、最終的には国会と国民のみなさんがこれは判断をするものであります。

こういった点からすると、ただ一ついえるのは、要するに道州制というのは、府県制でいまのままでうまくいかなかったときに初めて機能するのですから、ある面で論理的にいうと、関西広域連合がうまく機能すると、そもそも道州制が必要かという議論にはなりません。そういった点からすると、道州制に反対の兵庫県知事というほうは、まあ論理的には正しいのではないかというふうには感じております。

その中で、広域連合の欠点とか、こういった話でしたけれども、これは何にでも欠点と利点はあるのです。それを片っ方だけ取り上げていうから、いつも皆さん方のいい方がそういうことになるのです。

今後、広域連合というのは、さっき言いましたようにみんな寄せ集めですから、その中で決めるのに時間がかかったり、そういう中で調整に実際まわったりという問題はありますよ。しかしながら民主的な手続きを経てこうやっていくこととなりますよ。道州制は逆に、もう長が一人ですから、それで決まっちゃうけれども、それだけ大きなところで本当に民主的な手続きがうまくいきますか。そういう欠点もありますよということを、その利点と欠点を申し上げているので、広域連合の欠点をいったからなんだとかいういい方はですね、本当におかしい方だと思いますよ。それはちょっとやっぱり、きちっと文章を読んでいただき、話をしていただかないとですね、いくらなんでも、公正なやり方ではなんじゃないのかなと思っております。

それから、出先機関の問題なのですが、どこを最終目標にしていくのか。最終目標というのは常に進化していくわけですから、我々は計画経済で動いていくわけではありせんので、そのたびにそれはきちっとやっていくのです。大きな到達の目的点としては、やはり都道府県がしっかり協力できる体制を関西広域連合というものを通してつくりたいかということ、もう一つは、いま全くどういう形で決められているのかわからない、本当はブラックボックスになっている出先機関について民主的なガバナンスというものを導入しようじゃないか、この二点がやっぱり大きな到達点であり、私は目標であるというふうには感じているところであります。

ですから7分野についても、これはしっかりやっていきますが、その中でやっぱり企画調整の分野がありますので、そういった調整の分野の中で広域連合が使われていく。ですから、関西広域連合の説明も、関西広域連合という形の中で行くと同時に、すべての知事がきちっと名前を明らかにして責任をもって行動することによって我々は態度表明をしたんだというふうには私は考えております。

それから、東日本の大震災の問題ですけれども、私はまずあの方式というのは、広域連合でなければ実現できなかったというふうに思います。そして、もしも実現したとしても、それはたぶんかなり時間がかかったと思

ます。なぜかと申しますと、いままでの協議会方式というのは、京都府が何ができるだろうとか、それぞれ大阪府が何ができるだろうかということをもまず考えて、それを持ち寄って調整するというのが協議会です。それに対して関西広域連合は、関西として何ができるのだろうかということを考えて、即役割分担に入れる。ですからあのスピードでできた。もしも関西広域連合がなかったら、カウンター方式が実現したとしても大変な時間がかかったというふうに思っておりますので、まさにあの時点であのタイミングでカウンター方式できたのは、関西広域連合があったからというふうに私は自分で行動してきて実感しております。

机上でできるできないなどの論評するのではなく、まさに広域連合が実際に果たした役割というのを見ていただけたらありがたいというふうに思います。

【光永 再質問】再質問をさせていただきたいと思います。先ほどご答弁がありましたように、これはくり返し言われていますけれども、関西広域連合と道州制の制度が違うというのはあたりまえだし、決定するプロセスが違うというのはあたりまえの話ですね。それと、決めるのが誰かというのが違うというのも、これはあたりまえの話なのです。

しかし、私が聞いた「道州制にいかないための取り組みが必要ではないのか」ということについては、結局、関西広域連合を育てれば論理的には、いかないのではないかというような話がありましたけれども、それは論理で、手続きの話であって、結局は関西広域連合を育てていくということは、結果、道州制につながるということを私はくり返し言ってきたわけです。知事もそのことはわかっておられるはずなのです。

といいますのは、今年の5月の21世紀フォーラムというところで、知事がおっしゃっておられます。「市町村合併がすすむ中で都道府県が現状でよいわけはありません。ただ、道州制は百家争鳴ですすみません。そこで設けたのが関西広域連合。」ですよといわれております。そういう認識だから、知事会から新しい形を提案しなければいけないという認識に立たれたのだと思うのです。

それで出てきたのが日本のグランドデザイン構想会議だったと思いますし、その結果出されてきた「日本再生デザイン」中間とりまとめというのがありました。これも読ませていただきました。それを見ていると、その中でね、今後の地方自治体の在り方について、いくつか書かれていますけれども、具体的な施策として「道州制や特定広域連合を含めた広域自治体のあり方等を幅広く検討する」と、確かにぼやかしていますが、知事自身は道州制もあるし、広域連合もあると、その中で広域連合を育てていくという姿勢があるということは、このことから私は明確かと思えます。この点は、知事がいくら、決め方や制度が違うからといって、その路線がレール上にあるのだということは、私は厳しくくり返し指摘しておきたいと思えます。

それで、質問なのですが、先ほどのご答弁をお聞きしておりますと、結局育てながら考えるしかないという話があったと思うのです。自治体のあり方、あるいは権力のあり方が変わるということになっていくということがあるわけですから、これは進めながら考えるという話では絶対だめなのです。住民自治を本当に担保していく仕組みなのかどうかということをしかりと決めて、住民に提示して論議していくということがどうしても必要です。個々の施策の話ではないと、それぐらい大きい話ですからね。

その点に対して意見が出されているのです。例えば、福島県の相馬市長でこれは「地方を守る会」の代表幹事の方がいられています。この方はですね、結局「推進派に制度設計がまったくないことに気付いた。とにかくやってみることが改革だと思っています。改革というのは手法であって、目的ではない。しかし、改革事態が目的化されていた。これは非常に危険なことだと思う」など厳しくいられています。

私もこの意見に共感しますし、全国的にも京都が走り続けていることが大事なのだと、先ほどの答弁もそういう話なのです。いま紹介した意見について、知事はどういうふうにお考えかと、そのことが一点。

もう一点は、出先機関の移行がいま先行きが見えないですね。そういう中で、「成長する広域連合」などと述べてですね、事務がどこまでいくのかわからないけど、拡大し続けるというやり方ははたしていいのかと、このことについてはどう考えるのか。同時に、先ほど答弁がなかったのですが、こういう自治のあり方の制度変更をしていく上で、市町村や地域の疲弊が解決するのか、このことについて三点にお答えください。

【知事】まず出先機関の問題について、市町村の話なのですが、これは市町村側とのあれでも、かなり制度の問題についても誤解がある部分もありますし、理解を重ねなければならぬことがあるのです。この前から我々も近畿の市長会のみなさんをはじめ、議論していて、だいぶそういう面では収束をしております。一致点はある。大きな方向性等については、「地方を守る会」というのはあるのですが、これが三分の一のところ。三分の二は、逆にいうと冷静にこれは議論しようじゃないかというふうになっているのが現状なわけです。

その中で一番大きなところは、やっぱり京都のみなさんの意見をどうやって取り入れていくか。それはいまの一番大きな問題なのです。その次の拡大の問題もあるのですが、結局、中央集権的に出先機関でどうやって決まったのかわからない状況で、ずっときている。まあ、光永さんが中央集権的な考え方が好きなのかもしれませ

んが、私どもはあくまでこうして議会を設けて、住民のみなさんの議論をして、どういう議論を公にして、どういうふうに決まったかということをはっきりと明かにしていかなければいけない。そのときに、それでみなさんが、我々の意見が閉ざされてしまうのでは困るのですよという話をされるので、ではそれをいま協議の場をどうやってつくるかとか、市町村の意見をどうやって反映するかという議論を一生懸命しているのです。

いずれにしてもそういった、まさにみんなで民主的につくっていくガバナンスを透明化しようじゃないかという議論と、それから中央集権的にですね、何かやってくれたからありがたいみたいな話をこの前もする方がいらっしやいましたけれども、そうではなくて、自分たちがやっぱり自分たちの地域をやるときに、どれだけ説明責任を果たし、どうしてそういうことをやったのかということをはっきりとやっていくということがいま求められているのではないかな。私はやっぱり地方分権、地方自治を押し進めてきた人間として、一番やっぱり民主主義の根幹である、これがやはり強人な日本をつくっていく、また、国民みなさんが同じ方向を向いていく、大きな一番いいところではないかなと思っていますので、この点については、我々は主張を変える気はありません。

それから、市町村とかそういった地域の疲弊について、これは広域連合というのは、市町村とか都道府県を残したままの話なので、市町村について具体的に何か影響を与えたということはないですね。それと今度は道州制とは根本的に違う話をするわけですので、地域の問題がどうか、町村の問題はというのは、全く筋の違う話を私は述べているとしか思えないので、正直、質問がよく理解できませんでした。

そういった点では、はっきりいえるのは、市町村や都道府県については、既存の制度を持っている。その中でいまやっているのは、都道府県として共同できる事業は共同しようというじゃないかということと、そして、どうもよくガバナンスがわからない出先機関については、この機会にみんなでガバナンスがわかるようにフォーメーションしようじゃないかというこの二点を大きな目標としてやっているわけです。

ですから、最終とはいくらなんでもわかりませんが、こうした大きな目標をまず達成するということがいまおほかりをし、しっかりとビジョンをつくり、いま各方面で協議を重ねているというむねご理解をいただきたい。

【光永】 関西広域連合や道州制をめぐる問題は、制度論としてはいろんな論議があるかと思いますが。しかし、我々が責任を持たなければいけないのは、この改革が誰のためのものなのかということだと思っております。いまの話だったら手続きの話、仕組みの話ばかりで、住民、とくに府民に責任を持つ我々として、府民のくらしが良くなるのか、ならないのかということは、いっさい出て来ないわけです。こんな話は、ダメなわけです。結局、仕組みを変え続けることに意義を見出している。さらには、私はこの間くり返して来ましたが、この改革は財界の要求なのだ、というふうに改めて思います。

紹介しておきますが、大阪湾のベイエリアを開発するための推進機構というのはいまもあるし、京都府が役員としていまも入っておられますが、このベイエリアの開発の推進機構ができたそのいきさつを追ってみますと、平成16年に経連の会長と山田知事らが連名で「大阪湾ベイエリア開発整備の提言」まで出されて、これを受けて、推進機構ができて、いまずっと進んできて、さらに規制緩和、再開発などの提言が出されてきているわけですよ。

そこへお金を集中する権限も集中するとなったら、京都府の地方はどうなるのですか。そのことについては何も答えられないそのままで、とにかく関西広域連合を進め、さらにその先に道州制に進むということは絶対にそんなことは許せないわけです。これはどうしてもストップさせるため、私もがんばりますし、知事も少しは府民のくらしのことや地域の疲弊のことを考えて、ものごとを考えていただきたい。そのことを厳しく指摘して次の質問に移ります。

大震災と福島原発事故からの避難者への支援策について

放射能被ばくの様々な情報提供、「健診は福島で」とせず、血液検査や避難されている方すべてを対象とするなど、医療を受ける権利を保障する立場に立つべき

【光永】 次に、東日本大震災と東京電力福島原発事故により、避難されている方への支援策について、とりわけ放射能の影響から子どもたちをどう守るのかについて伺います。

本年6月に、我が党議員も提案者の一人となった略称、「原発事故子ども・被災者支援法」が成立しました。

これは、東京電力福島第1原発事故で被災した子供や妊婦への支援策を盛り込んだもので、対象地域は福島県内に限定せず、放射線量の基準は地元との協議で定めることとされています。また子どもや妊婦の医療費は、国の財源で免除または減額し、また被曝の可能性がある子どもの健康診断を生涯にわたって実施すること、等が盛り込まれました。この法律も活用して、原発事故による被害からの救済が速やかにすすむことを強く願うもので

す。

私はこの夏に東京電力福島第一原発から 30 キロ圏に当たる福島県南相馬市にボランティアに行き、今年四月まで警戒区域、現在も避難指示解除準備区域の小高区にも入りました。また、福島市にも私は伺いましたが、避難勧奨地点になる可能性が高かった渡利地区では、ある方の庭の放射線の空間線量が庭では 1,8 マイクロシーベルト、室内は 0,8 マイクロシーベルト。自然放射線による空間線量が関西ではおおむね 0,05 マイクロシーベルトと言われているため、その値は 36 倍にも上ります。

除染は対象戸数が福島県全体で 60 万戸、今年度の目標は 9 万 3000 戸に対し、現在、3403 戸にとどまるなどほとんど進んでいません。仮置き場が市内一カ所のみで足りないため、削り取った土を、お隣に影響がでないように庭の真ん中に埋めたり、積み上げるなど、先の見えない日々を強いられておられます。

こうした中、放射能の影響の大きい子どもと妊婦の方には、できるだけ早くその影響を低減するとともに、正確な放射能の影響を把握し続けることが求められています。

このため、福島県と福島県立医科大学が、全県民を対象とする県民健康管理調査を実施し、また子どもたちの健康を長期に見守り、チェルノブイリ原発事故の経験を踏まえ放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺ガンの対策のため、甲状腺超音波検査を実施しています。福島県にはおおむね震災当時 0 歳から 18 歳であった方が 36 万人おられ、その方を対象に、2014 年 3 月までに県内を一巡し、その後、本格的な検査を 20 歳まで二年ごと、それ以降は五年ごとに生涯にわたり検査し続けるのです。

福島県のとりまとめによりますと、今年八月までに実施した 8 万 1 7 4 人のうち、3 万 2003 人、約 40% に結節や嚢胞などしこりがあり、そのうち甲状腺学会の基準で 5 ミリ以上の腫瘍が発見された二次検査を必要とする B 判定の子どもが 425 人であったことが報告されました。この健康管理調査の情報は福島県立医大に一元管理されることとされており、本人や保護者には判定結果のみが通知されるだけで、しこりが発見されても、しこりの大きさや超音波画像データなどは、本人がわざわざ個人情報の開示請求をしないと入手できない、など抜本的な改善が必要な状況が続いているのです。

その上、いまだ福島県内ですら検診が進まず、福島県以外の放射能の高い地域は対象外、また福島をはじめ京都に避難してこられた方たちには、まったく対応ができていないのが実情です。

そこでまず伺います。「早期発見、早期治療」が健康管理調査を続けるにあたり大前提であると考えますが、知事の認識を伺います。またその立場にたつなら、本来、国が責任をもって、福島県内はもちろん、それ以外の地域や避難者も対象として迅速に甲状腺検査を含む検診を行うべきと考えますが、この点について、多くの避難者がおられ、福島県をカウンターパートとして支援してきた京都府として、これまで国への働きかけはどのようにされたのでしょうか。今後はどう対応されますか、お答えください。

こうした中、9 月 5 日に、ようやく福島県以外の 71 の指定医療機関により今年 10 月から順次検査が開始されることが発表されました。しかし、京都府の場合は「調整中」とされています。

現在、本府に登録し避難されている方は福島県内からだけでも 1053 人、全体で 1381 の方がおられます。その中には、お父さんを残し、子どもの安全を守るために母子避難されている方も少なくありません。こうした方々の不安に応えるため、すでに京都民主医療機関連合会が、被ばく対策委員会を立ち上げ、今年無料で二回の検診を実施されました。今年三月に実施された検診には 50 名、二回目には 63 名の子どもが受けられました。また検査結果の見方や今後のフォローについて検診結果の説明会を開催し、また個別の相談にも応じておられます。その検診を通して B 判定となった子どもも見られ、その子どもは医師のつながりで専門的に対応できる医療機関につなぐなどの取り組みも自主的に進められています。

私は先日、避難されてきたお母さんたちからお話を伺いましたが、そこでは「福島に帰って検診するにも心配で、しかも、お金も時間もかかり帰れない」「避難したことを、御近所にも自分の地元にも言えない」などなど、溢れるような思いがせきを切ったように語られました。

そこで伺います。京都府の医療機関の指定について、京都府はどう対応し、いつから検診が開始できるのでしょうか、お答えください。

また、福島県が行う検診には、血液検査がありません。このため福島県の保護者の方々はすでに「超音波検査だけでなく血液検査を含む多様な検査を実施してほしい」と県と県立医大に申し入れをされています。私がお聞きした避難されてきた方も「せめて、京都で実施する際には、オプションでもいい、有料でもいいから、血液検査も受けたい」と語られました。本府内で検診を実施する際には、法の精神にのっとり血液検査も対象とできるようにするなど、追加検診やセカンドオピニオンについても認めるべきと考えますがいかがですか。

そのためにも、この間自主的に行われてきた検診結果も含め指定医療機関との連携が速やかに行われるようにすべきです。本府はどう対応されますか。

さて、福島第一原発事故のその後も、放射能被害の実態についても、京都をはじめ関西ではほとんど報道されなくなり、また情報が極めて少ないのが実態です。このため避難されてきた方は、見えない放射能に苦しみ、子

どもを守るため情報収集に必死になっておられます。また、ある方は「放射線を気にする私は神経質な母と写ったでしょう。夫婦や家族、学校や親、消費者と生産者など、考え方や認識の違いで対立がおこされている」と述べ「東電や国は、被ばくから子どもや大人を守ることこそ真剣に考えるべきです」と語られました。今後、検診が始められる際には、放射線被害について、しきい値のない確率的影響や確定的影響などについて、福島県立医大の見解のみでなく、様々な見解があることや、その内容について子どもや保護者に知らせるべきと考えますが、いかがですか。

以上、質問をして私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【健康福祉部長 答弁】放射線被害の対策であります。健康問題は非常に重要なことであることから、京都府ではこれまでから、健康への影響調査について対象地域を限定することなく、確実に実施すること、また、とくに子どもの健康に及ぼす影響が極めて大きいことから、子どもの将来の安全性を確実に保証できるよう、必要な健康対策を講じることを全国知事会を通じ国に求めているところです。

こうした中、福島県では、県民の健康を長期にわたって見守るため、専門家からなる検討委員会を立ち上げ、調査の項目やその内容、また、指定医療機関の基準等を定められ、国の交付金を活用した基金事業により、健康審査や甲状腺検査等を行なう福島県県民健康管理調査を実施されているところであります。

検査を行なう医療機関の指定については、現在、福島県から調査の委託を受けた福島県立医科大学が、基準に該当する京都府内の病院と調整を進められております。京都府としましては、年内にも指定がされるよう、引き続き福島県に強く働きかけてまいります。

今回実施される調査は、専門家からなる検討委員会で議論され、法に基づく事業であることから、今後とも実施主体であります福島県が適切に行なわれているものと考えております。京都府といたしましては、府内に避難されており被災者の方々が円滑かつ適切に検査等を受けられるよう、今後とも福島県と連携、協力してまいります。

また、府内での実施にあたりましては、被災者の方々に十分な説明がなされるよう、引き続き福島県に働きかけますとともに被災者からのご相談がありましたら、丁寧にお話をお聞きし、適切に対応してまいりたいと考えております。